

「空家所有者のための活用スタートアップ支援事業」

地域の活動団体に空家を貸し出す所有者を支援します！

～空家の家財撤去や樹木剪定などに係る費用を最大20万円まで補助～

地域の活動団体が空家を借りようとする際に、家財の片づけなどの負担感から、空家の所有者が貸し出しに躊躇してしまうことがあります。

そこで、空家の所有者の負担を軽減し、空家の貸し出しを促すことをねらいとして、**空家の所有者に対し、家財撤去等に係る費用を補助する新たな制度を本日から開始**します。

本制度は、「第2期 横浜市空家等対策計画」における「空家の流通・活用促進」に関する取組の一つであり、本制度により、地域での空家の活用促進を図ることで、まちの魅力や防犯性の向上、地域の活性化につなげていきます。

1 制度の概要

本制度は、空家の所有者が、地域の活動団体に空家を貸す場合、空家の所有者に対して、家財撤去や樹木剪定などに係る費用の一部を補助します。

補助件数は年間5件を想定しています。

【要件】

対象者	空家（違反建築物を除く）の所有者
対象建築物	市内にある一戸建の空家
対象経費	家財撤去、樹木剪定等に係る費用
金額	上限20万円かつ対象経費の1/2
その他条件	活動団体に1年以上、地域活用を目的として空家を貸すこと ※活動団体は、以下の補助の交付実績又は予定があるものに限る 地域活動推進費、横浜市地域まちづくり支援制度、ヨコハマ市民まち普請事業、横浜市介護予防交流拠点整備事業、横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業、高齢者生きがい活動促進支援事業、親と子のつどいの広場事業、放課後児童クラブ事業、これらと同等のものと市長が認める事業

2 制度の詳細、申請書等の入手方法

以下URLに詳しく掲載しています。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/akiya/startup.html>

3 申請書の提出先

横浜市建築局住宅政策課

〒231-0012 横浜市中区相生町3-56-1 KDX 横浜関内ビル4F

電話 045-671-2922 FAX 045-641-2756

お問合せ先

建築局住宅政策課長 松本 光司 Tel 045-671-2917